



各サービスごとの改正点について

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



- 1 特定施設入居者生活介護の口腔衛生の管理について
- 2 ユニットケア施設管理者研修の努力義務化について
- 3 訪問介護費に係る同一建物減算について
- 4 通所リハビリテーションの規模区分(大規模特例)について
- 5 居宅介護支援の管理者要件について
- 6 居宅介護支援費における特定事業所医療介護連携加算について
- 7 介護老人保健施設及び短期入所療養介護の室料控除について

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



1 特定施設入居者生活介護の口腔衛生の管理について

* 一体的に運営している介護予防事業についても含みます。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



1 特定施設入居者生活介護の口腔衛生の管理について①

2. (1) ⑰ 特定施設入居者生活介護における口腔衛生管理の強化

概要

【特定施設入居者生活介護★】

- 全ての特定施設入居者生活介護において口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、入居者の状態に応じた適切な口腔衛生管理を求める観点から、特定施設入居者生活介護等における口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、基本サービスとして行うこととする。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

単位数

<現行>
口腔衛生管理体制加算 30単位/月



<改定後>
廃止

基準

- <運営基準（省令）>（※3年間の経過措置期間を設ける）
 - ・ 「利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。」ことを規定。

<運営基準等における対応>



※歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施し、当該技術的助言及び指導に基づき入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成する。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



1 特定施設入居者生活介護の口腔衛生の管理について②

令和9年4月1日から義務化となります。
(経過措置あり)

指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



1 特定施設入居者生活介護の口腔衛生の管理について③

法令上求められていることは・・・

1 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。

当該施設と計画に関する技術的助言及び指導を行う歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、実施事項等について文書で取り決めること。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



1 特定施設入居者生活介護の口腔衛生の管理について④

2 1の技術的助言及び指導に基づき、イからホの事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。

- イ 助言を行った歯科医師
- ロ 歯科医師からの助言の要点
- ハ 具体的方策
- ニ 当該施設における実施目標
- ホ 留意事項・特記事項

なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を特定施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができます。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



1 特定施設入居者生活介護の口腔衛生の管理について⑤

3 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は2の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、**歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯**に行うこと。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



2 ユニットケア施設管理者研修の努力義務化について

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



2 ユニットケア施設管理者研修の努力義務化

対象サービス: 短期入所生活介護、短期入所療養介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、
介護老人福祉施設、介護老人保健施設
* 一体的に運営している介護予防事業についても含みます。

ユニット型指定介護老人福祉施設等の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう**努めなければならない**。

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。



3 訪問介護費に係る同一建物減算について

* 一体的に運営している介護予防事業についても含みます。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



3 訪問介護費に係る同一建物減算について①

令和6年度介護報酬改定から訪問介護事業所の同一建物減算に新たな区分が創設され、「事業所と同一敷地内の建物・隣接する敷地内の建物・事業所と同一の建物に居住する利用者への提供」の状況については、体制届の提出が必要とされました。

また、事業所と同一敷地内の建物・隣接する敷地内の建物・事業所と同一の建物のある事業所については、毎年度2回、利用者のうち同一敷地内等に居住する利用者の占める割合を計算する必要があります。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



3 訪問介護費に係る同一建物減算について②

1 同一建物減算の種類と単位数

区分	種類	適用される単位数
1	同一敷地内建物等に居住する利用者が、1月当たり50人以上の場合	所定単位数 × 85/100
2 (※)	正当な理由なく、訪問介護事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が90/100以上の場合(1に該当する場合を除く)	所定単位数 × 88/100
3	同一敷地内建物等に居住する利用者が、1月当たり1人から49人までの場合(1・2に該当する場合を除く)	所定単位数 × 90/100
4 (★)	同一敷地内建物等以外の同一建物に居住する利用者が、1月当たり20人以上の場合	所定単位数 × 90/100

★区分4についてのみ、総合事業の利用者数を合算して計算すること。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



3 訪問介護費に係る同一建物減算について③

2 区分2(※) 判定期間、書類提出期限、減算適用期間

区分	判定期間	書類提出期限	減算適用期間
前期	令和●年3月1日から 令和●年8月31日まで	令和●年9月15日まで	令和●年10月1日から 令和●年3月31日まで
後期	令和●年9月1日から 令和●年2月28日まで	令和●年3月15日まで	令和●年4月1日から 令和●年9月30日まで

3 提出書類等

毎年2回の前期、後期に分けて各事業所にメールで通知いたします。
区分2に該当する場合には、メールで通知された所定の様式を期日までにご提出ください。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



4 通所リハビリテーションの規模区分(大規模特例) について

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



4 通所リハビリテーションの規模区分(大規模特例)について①

令和6年6月1日より

平均利用延人員数が750人超の事業所(大規模型)であっても、**算定する月の前月において**、以下に示す要件を満たしている場合は、通常規模型の通所リハビリテーション費を算定することができる。

要件は・・・

- 1 利用者の総数のうち、リハビリテーションマネジメント加算を算定した利用者の割合が80%以上であること。
- 2 専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



4 通所リハビリテーションの規模区分(大規模特例)について②

要件の算出式は・・・

(通所リハビリテーション計画に位置付けられた利用時間 ×
各利用時間の利用人数)の合計(※1)

≦10

理学療法士等の通所リハビリテーション事業所に
おける勤務時間の合計 (※2)

(※1) 各利用時間の下限で計算する。

(例：2～3時間利用の利用者が4人の場合、2(時間) × 4(人)として計算)

(※2) 所定労働時間のうち通所リハビリテーション事業所の業務に従事することとされている時間とし、必ずしも利用者に対し通所リハビリテーションを提供している時間に限らないことに留意する。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



5 居宅介護支援の管理者要件について

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



5 居宅介護支援の管理者要件について①

管理者の要件は…

指定居宅介護支援事業所に置くべき管理者は、**主任介護支援専門員**であって、専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなければならない。

ただし、**令和9年3月31日までの間は**、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予する。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



5 居宅介護支援の管理者要件について②

管理者要件の猶予期間終了まで、あまり時間がありません・・・。

管理者要件の猶予を適用している事業所で、主任介護支援専門員の研修を
申込む資格がある管理者は、早急に研修を受講してください。

管理者要件の猶予を適用している事業所で、主任介護支援専門員の研修を
申込む資格がない管理者については、個別で相談してください。

管理者要件の猶予を適用している事業所については、**今年度、福祉指導課
から個別で連絡いたしますので、今後適切にご対応ください。**

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



6 居宅介護支援費における特定事業所医療介護連携 加算について

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



6 居宅介護支援費における特定事業所医療介護連携加算について

ターミナルケアマネジメント加算の算定実績について

ターミナルケアマネジメント加算の算定実績に係る要件については、特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において、算定回数が15回以上の場合に要件をみたすこと。なお、経過措置として、~~令和7年3月31日までの間は、従前のおり算定回数が5回以上の場合に要件を満たすこととし、~~令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15回以上である場合に要件を満たすこととするため、留意すること。



(注意) 令和7年度は青字のところが適用となります

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



7 介護老人保健施設及び短期入所療養介護の 室料控除について

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



7 介護老人保健施設及び短期入所療養介護の室料控除について①

改正の背景は・・・

平成27年度から介護老人福祉施設の多床室について、死亡退所が多く、事実上の生活の場として選択されていることから、在宅で生活する者との負担の均衡を図るため、一定の所得を有する入所者から、居住費(室料)の負担を求めるとされました。

この経過を踏まえ、令和6年度の介護報酬改定では、介護老人保健施設や短期入所療養介護の療養型及びその他型などについては、介護保険法上「日常生活上の世話」を行う施設であり、実態として、死亡退所が多く、事実上の生活の場として選択されていることから、在宅でサービスを受ける者との負担の均衡を図るため、利用者の負担能力も考慮して、一定の所得を有する多床室の入所者から室料負担を求めるととなりました。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



7 介護老人保健施設及び短期入所療養介護の室料控除について②

対象サービス

1 介護老人保健施設

介護保健施設サービス費Ⅰ型(基本型、在宅強化型)の多床室

介護保健施設サービス費Ⅱ型(療養型老健)の多床室

介護保健施設サービス費Ⅲ型(療養型老健)の多床室

介護保健施設サービス費Ⅳ型(その他型)の多床室

2 短期入所療養介護

介護老人保健施設が行う短期入所療養介護⇒1と同様

* 一体的に運営している介護予防事業についても同様です。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



7 介護老人保健施設及び短期入所療養介護の室料控除について③

4.(1)⑨ 多床室の室料負担

概要

【短期入所療養介護★、介護老人保健施設、介護医療院】

- 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設並びに「Ⅱ型」の介護医療院について、新たに室料負担（月額8千円相当）を導入する。【告示改正】

単位数

【短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院】

<現行>
なし



<改定後>

該当する施設の多床室について、室料相当額控除として▲26単位/日（新設）
該当する施設の多床室における基準費用額（居住費）について+260円/日（新設）

算定要件等

- 以下の多床室（いずれも8㎡/人以上に限る。）の入所者について、基本報酬から室料相当額を控除し、利用者負担を求めることとする。（新設）
 - ・ 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設の多床室
 - ・ 「Ⅱ型」の介護医療院の多床室
- ただし、基準費用額（居住費）を増額することで、利用者負担第1～3段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させない。



この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



7 介護老人保健施設及び短期入所療養介護の室料控除について④

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和7年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
			預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額（※）+合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

負担軽減の対象となる低所得者

			基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院 （室料を徴収する場合）	697円（2.1万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等 （室料を徴収しない場合）	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室の多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）	

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



7 介護老人保健施設及び短期入所療養介護の室料控除について⑤

・室料相当額控除について

令和7年8月以降、次に掲げる要件に該当する場合、多床室の利用者に係る介護保健施設サービス費について、室料相当額を控除すること。

算定要件は・・・

- 1 当該介護老人保健施設の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が8以上であること。
なお、療養室に係る床面積の合計については、内法による測定とすること。
- 2 令和7年8月から令和9年7月までの間は、令和6年度において、介護保健施設サービス費（Ⅱ）、介護保健施設サービス費（Ⅲ）又は介護保健施設サービス費（Ⅳ）を算定した月が、介護保健施設サービス費（Ⅰ）を算定した月より多い、つまり7か月以上であること。

また、令和9年8月以降については、

具体的には、令和9年8月から令和12年7月までの間は、令和8年度において、介護保健施設サービス費（Ⅱ）、介護保健施設サービス費（Ⅲ）又は介護保健施設サービス費（Ⅳ）を算定した月が、介護保健施設サービス費（Ⅰ）を算定した月より多い、つまり7か月以上であること。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



7 介護老人保健施設及び短期入所療養介護の室料控除について⑥

令和7年8月から、多床室の室料負担の導入とあわせて、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(加算届)の様式も変更されます。

(現在、ホームページに掲載している「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」は、令和7年7月末まで灰色表示になっています。)

介護老人保健施設及び(介護予防)短期入所療養介護については、令和7年8月からの「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の提出が必要となります。

後日、福祉指導課から別途ご案内を送付いたします。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。